

構内側溝排水放射線モニタ警報発生についての申し入れ事項（2月22日）

申し入れの内容	回答
1 原因を早急に究明し、その結果を踏まえた再発防止対策を確実に実施すること。また、対策を講じるまでの間、降雨等の影響により、側溝から水が溢れることがないように、管理を徹底すること。	原因究明に全力を尽くす所存であります。その間、汚染水が側溝からあふれ出ることがないように（当社が管理した状態で開渠内に導水）管理を徹底して参ります。
2 側溝、港湾内、海域のモニタリングを適切に行うとともに、環境への影響を把握すること。	側溝、港湾内、海域モニタリングについては、一定の期間監視を強化し、環境への影響について把握して参ります。その結果を踏まえまして、適切なモニタリングを実施して参ります。
3 モニタリング結果及び環境への影響については、県民に対して分かりやすく情報提供すること。	<p>モニタリング結果及び環境への影響につきましては、引き続き日々の会見や当社HP、各種会議の場を通じて県民の皆さまにお伝えしております。分かりやすく丁寧な情報発信を心がけて参ります。</p> <p>なお、モニタリング結果及び環境への影響は以下のURLからご覧いただけます。</p> <p style="text-align: center;">http://www.tepco.co.jp/decommission/news/data/index-j.html</p>